

SOS ニュース

昨今、ハラスメント問題の対処に各企業様が苦慮されております。
参考までに、最近の裁判事例をお届けいたします。

「係長へのパワハラはその部下にも影響」東京高裁が判断

係長へのパワハラは、その部下にとってもパワハラだ—

長野県の50～60代女性4人が、かつての勤務先で常務の男性からパワハラを受け退職を強いられたとして、同社などに慰謝料計約1700万円を求めた訴訟の控訴審で、東京高裁がこんな判断を示した。

判決によると、電子機器販売会社（長野）に勤めていた女性4人は2013年4月、常務から「50代はもう性格も考え方も変わらない」「50代は転勤願いを出せ」などと言われた。うち係長2人は「辞めてもいいぞ」と繰り返し言われ、4人は同年9月までに退職した。

常務に直接侮辱的な発言を繰り返されたのは係長2人だったが、畠山稔裁判長は残る部下2人も「職場で見聞きし、間接的に退職を強いられた」と認め、一審のほぼ倍となる計約660万円の支払いを命じた。一審判決は発言を受けた係長のうち1人だけが退職を強要されたとしていた。

原告側の上條剛弁護士は「見せしめ的なパワハラが周囲に与える影響も認めた意義ある判決」と述べた。

出典：2017年10月18日 朝日新聞社 電子版

平成29年11月20日

暮らし部会

齋藤眞弓

* 無断転写禁止